

## 沢井製薬 贈収賄・腐敗行為防止ポリシー

贈収賄・腐敗行為等の不正行為によって公正な競争がなされないと、健全な社会と経済の持続的発展を妨げるため、世界各国で規制が強化されています。人々の生命に深い関わりをもつ製薬事業を営む沢井製薬株式会社（以下「当社」といいます）にとって、「健全な社会の存在とその持続的（サステナブル）な発展」こそがその存立の基盤であり、すべてのステークホルダーとの間でしっかりとした信頼関係を継続できてこそ、当社のサステナビリティが実現できます。

そのため、Sawai Group Anti Bribery and Corruption Policy に従い、当社の基本方針として、ここに贈収賄・腐敗行為防止ポリシー（以下、本ポリシー）を定めます。

### 1. 公務員等に対する贈賄の禁止

当社のすべての役員、従業員（以下、役職員）は、国内・海外を問わず、公務員またはこれに準じる立場の者（以下、公務員等）への不正な金銭、賄賂、接待、贈答、便益その他の利益<sup>注1</sup>（以下総称して、不正な利益）の供与、申込みまたは約束をしません。

### 2. ファシリテーションペイメント<sup>注2</sup>の禁止

役職員は、国内・海外を問わず、ファシリテーションペイメントの支払をしません。

### 3. ビジネスパートナー<sup>注3</sup>

役職員は、ビジネスパートナーが、国内・海外の公務員等に対し不正な利益（ファシリテーションペイメントを含みます。以下、同じ）を供与することを指示したり、そそのかしたり（教唆）、これを助け（補助）たりしません。また、これを知った場合には黙認せず、ビジネスパートナーに手数料・対価を支払いません。なお、ビジネスパートナーに業務を委託する、または、ビジネスパートナーと契約するときは、実務上可能な範囲で事前に調査・確認するとともに、反贈収賄・腐敗行為条項を定めた誓約書を提出させ、または、契約を締結します。

### 4. 公務員等からの贈賄要求

役職員は、国内・海外を問わず、公務員等から不正な利益等の供与を要求されても、毅然とこれを拒絶し、要求を受けた事実をコンプライアンス責任者に報告します。コンプライアンス責任者は、役職員からの報告を受け、状況に応じて関係当局に連絡します。

### 5. 公務員等以外の取引先に対する接待・贈答

役職員は、国内・海外を問わず、公務員等に該当しない取引先またはその役職員等への接待、贈答、便益その他の利益の供与であっても、各国法を遵守の上、社会通念上妥当な範囲を超えて行いません。

### 6. 被接待・被贈答

役職員は、国内・海外を問わず、取引先からの過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答を受けません。

## 7. 会計不正の禁止

役職員は、簿外取引や架空取引その他の虚偽の取引、または、その誤解を与えるような取引を行いません。また、すべての取引および資産の処分について、適時に、正確かつ公正な帳簿、記録および勘定書等の会計記録を作成し、保管します。

## 8. 教育

当社は、役職員に対して、贈収賄・腐敗行為防止に関する啓発及び教育・研修を実施します。この啓発及び教育・研修は、年度毎に定めた教育・研修計画に基づき実施します。

## 9. 定期的な監査・見直し

当社は、定期的な監査を通じて、本ポリシー及び贈収賄・腐敗行為防止に関する社内規程の順守状況の確認及び贈収賄・腐敗行為防止体制が実際に機能しているか否かを確認するとともに、当該監査結果を基に、本ポリシーを含む当社の贈収賄・腐敗行為防止体制の有効性を継続的に見直し、必要に応じて改善を行います。

## 10. 懲戒・処分

当社は、本ポリシー及び贈収賄・腐敗行為防止に関する社内規程に違反した役職員を厳正に処分します。

---

### 注1：便益その他の利益の例

金券、ギフト券、招待（プロスポーツ観戦や観劇、旅行等）寄附、本人や親族の就職の機会

注2：ファシリテーションペイメント（円滑化や迅速化のための支払い）とは、定型的な行政手続きを円滑化、迅速化するために、裁量権のない下級公務員に対して行われる少額の支払いを指します。ファシリテーションペイメントは、政府機関の効率的な運用を阻害し、ひいては経済発展や法の支配を損なうおそれがあり、多くの国で公務員等に対する贈賄として禁止されています。

注3：ビジネスパートナーとは、代行業者、アドバイザー、コンサルタント、ブローカー、エージェント、協力業者、共同企業体（JV）など、その名称にかかわらず、当社が取引や業務に資する目的で起用し、公務員等と接触する可能性のある、あらゆる第三者を含みます。ビジネスパートナーとの契約には、公務員等に対する不正な支払いを禁止する規定やこのような規定に違反した場合には契約を解除できるといった条件を明記してビジネスパートナーを通じた贈賄を防止する必要があります。

---

附則

本ポリシーは管理本部長の管轄とする。

本ポリシーの改廃には取締役会決議が必要である。

2018年6月18日制定・施行

2023年2月27日改定・2023年4月1日施行